

様式第21 (一般則第37条関係)

様式第21 (液石則第38条関係)

		×台帳番号		
高圧ガス販売事業届書	一般	×整理番号		
	液石	×受理年月日		
名称(販売所の名称を含む。)				
事務所(本社)所在地				
販売所所在地	TEL. () FAX ()			
販売をする高圧ガスの種類				

年 月 日

(事務所(本社)の名称)

代 表 者 氏 名



熊 本 県 知 事 殿

保安担当者氏名

〒

TEL

部

課

FAX

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が、自署するものとする。

販 売 計 画 書

(該当するものを 印で囲むこと。)

1 届出の内容

新規・移転・法人化

2 販売の目的

(1) ガスの使用内容 ・溶接溶断用 ・化学工業用 ・冷媒用 ・スキューバダイビング等呼吸用
・在宅酸素療法用 ・気密試験用 ・炭酸飲料水用
・その他()

(2) ガスの供給内容 ・容器(カードルを含む。)を運搬し、ガスを提供
・車両に固定した容器(長尺容器を含む。)からガスを提供
・導管・貨車・船舶によりガスを提供
・容器販売(容器は購入者が運搬)によりガスを提供
・その他()

3 販売するガスの種類

ガスの区分	ガスの名称	販売の方法(注)	配送の方法
特殊高圧ガス		直送・貯蔵	自社・委託
毒性ガス		直送・貯蔵	自社・委託
可燃性ガス		直送・貯蔵	自社・委託
可燃性・毒性ガス		直送・貯蔵	自社・委託
酸素		直送・貯蔵	自社・委託
液化石油ガス		直送・貯蔵	自社・委託
第一種ガス		直送・貯蔵	自社・委託
その他のガス		直送・貯蔵	自社・委託

(注): 直送とは、容器置場又は導管を所(占)有しないで販売することをいう。

貯蔵とは、容器置場又は導管を所(占)有して販売することをいう。

に該当する場合は、ガスの名称欄にはガスの区分名を記入するだけで可。

4 技術上の基準

高圧ガス保安法第20条の6の規定に基づき、次の各号に従って高圧ガスを販売いたします。

- (1) 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えます。
- (2) 充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏洩していないものをもっていたします。
- (3) その他一般高圧ガス保安規則第40条、液化石油ガス保安規則第41条又は冷凍保安規則第27条で定める当該事項を遵守いたします。

5 帳簿類（様式添付）

下記の帳簿を備え、保存します。

帳簿名	保存期間	根拠法令	帳簿の要否	様式
引渡先(販売先)保安台帳	引渡継続期間	一般則 40条1号 液石則 41条1号	要	別紙()
容器授受記録簿	2年	一般則 95条3項 液石則 93条3項	要・否	別紙()
周知済記録台帳	2年	一般則 95条3項 液石則 93条3項	要・否	別紙()

6 周知文章（様式を添付）

高圧ガス保安法第20条の5第1項、一般高圧ガス保安規則第38条及び第39条又は液化石油ガス保安規則第39条及び40条の規定に基づき、別紙()の文章を備えます。

周知義務 一般則： 一号) 溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス又は酸素

二号) 在宅酸素療法用の液化酸素

三号) スクーバダイビング等呼吸用の空気

四号) スクーバダイビング呼吸用のガスであって、当該ガス中の酸素及び窒素の容量の合計が全容量の98%以上で、かつ、酸素の容量が全容量の21%以上のもの(前号に掲げるものを除く。)ナイトロックス等

液石則： 一号) 溶接又は熱切断用、二号) 燃料用

7 保安教育

高圧ガス保安法第27条第4項の規定に基づき、従業者に保安教育を施し、かつ、その実施結果を記録及び保存します。

8 販売主任者の選任（選任・解任時に、様式「高圧ガス販売主任者届書」の提出が必要）

第一種販売主任者

氏名 ()

免状の種類 (第 号)

第一種販売・甲種化学・甲種機械・

乙種化学・乙種機械

経験ガスの区分(6月以上)

特殊高圧ガス・毒性ガス・可燃性ガス・

可燃性・毒性ガス・液化石油ガス・酸素

(注 ただし、区分内のガスの種類は政令で指定されたガスに限る。)

第二種販売主任者

氏名 ()

免状の種類 (第 号)

第二種販売・甲種化学・甲種機械・

乙種化学・乙種機械・丙種化学(特丙を除く)

経験ガスの区分(6月以上)

液化石油ガス

9 販売所にかかる貯蔵所

3 販売するガスの種類の販売の方法で容器置場にガスを貯蔵して販売する場合

容器置場面積 () m²、貯蔵容積 () m³(kg)、 第一種貯蔵所 ・ 第二種貯蔵所
 ・ その他の貯蔵

10 自社配送車

3 販売するガスの種類の配送の方法で車両等を備え、自社で配送する場合

移動監視者、注意書面（イエローカード）

販売主任者の選解任履歴（保安担当者）

氏 名	選 任 年 月 日	解 任 年 月 日	免状の種類	免状の番号
	年 月 日	年 月 日		第 号
	年 月 日	年 月 日		第 号
	年 月 日	年 月 日		第 号
	年 月 日	年 月 日		第 号
	年 月 日	年 月 日		第 号
	年 月 日	年 月 日		第 号
	年 月 日	年 月 日		第 号
	年 月 日	年 月 日		第 号

販売事業所の経歴

年 月 日	番 号	内 容
年 月 日	第 号	
年 月 日	第 号	
年 月 日	第 号	
年 月 日	第 号	
年 月 日	第 号	
年 月 日	第 号	
年 月 日	第 号	
年 月 日	第 号	
年 月 日	第 号	
年 月 日	第 号	
年 月 日	第 号	
年 月 日	第 号	
年 月 日	第 号	

備 考

添付書類（提出書類に添付すべき書類）

- | | |
|----------------------------------|----------------|
| 1 法人の場合
法人登記簿謄本 | 1 個人の場合
住民票 |
| 2 販売所の場所を示す地図 | 2 販売所の場所を示す地図 |
| 3 容器貯蔵場所の配置図 | 3 容器貯蔵場所の配置図 |
| 4 委任状（本社から支店等に権限を委任する
場合のみ必要） | |

注意事項

「高圧ガス販売事業届書」は販売事業を開始する日の20日前までに提出が必要です。

「引渡先（販売先）保安台帳」及び「容器授受記録簿」の記載すべき事項については、以下のとおりです。

<引渡先（販売先）保安台帳>

運用及び解釈 一般則第40条

- 一 引渡先の名称及び所在地
- 二 引渡先に対する販売上の保安責任者の氏名
- 三（イ） 圧縮天然ガスを燃料のように供する一般消費者に販売する者にあつては、引き渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配管の配置状況及びそれらの付近の状況を示す図面並びにそれらの所在地
- （ロ） 直接消費者に販売する者にあつては、消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態等
- （ハ） 消費者に直接販売しない販売業者にあつては、販売先の販売業者の届出年月日

運用及び解釈 液石則第41条関係

- 1 引渡先の名称及び所在地
- 2 引渡先に対する販売上の保安責任者の氏名
- 3 引き渡した容器の種類及び数量
- 4 消費者に直接販売する販売業者にあつては、引き渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配置図又は、配管の配置状況及び漏れ試験の結果並びに引き渡した容器を配管に接続したか否か及び接続しない場合はその理由
- 5 卸売業者にあつては、引渡先の届出年月日

<容器授受記録簿> 一般則第96条第3項

- ・ 充填容器の記号及び番号
- ・ 充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力（液化ガスについては、充填質量）
- ・ 授受先及び授受年月日